

令和7年度

群馬公共交通チャレンジ促進補助金

－ 募集案内 －

[募集期間]

1次募集:令和7年4月30日～5月22日午後5時
2次募集:令和7年5月23日～6月27日午後5時
3次募集:令和7年7月31日～8月22日午後5時

[ご注意ください]

この補助金は、地域が抱える移動課題の解決と、持続可能な地域交通の構築を目的としており、地域の公共交通の活力向上を促すものです。

複数事業者が連携し、デジタル技術を活用した新たなサービスの事業化や、持続的な公共交通の構築に向けた社会実証・実装事業を対象にしています。

社会実証や実装を伴わない事業は受け付けておりませんので、その点を十分にご留意ください。

令和7年

群馬県 知事戦略部
交通イノベーション推進課

[目次]

<u>1. 趣旨・目的</u>	2
<u>2. 対象事業</u>	2
<u>3. 事業対象者</u>	3
<u>4. 補助額等</u>	4
<u>5. 事業期間</u>	4
<u>6. 対象経費</u>	4
<u>7. 申請方法</u>	6
<u>8. 申請・問い合わせ先</u>	6
<u>9. 提出書類（チェックリスト）</u>	7
<u>10. 審査手続き等</u>	8
<u>11. 主な留意事項</u>	10

1. 趣旨・目的

群馬県は、「誰もが自由に快適に移動できる社会」を目指し、令和4年3月に「GunMaaS」のサービスを開始、MaaS 社会の実現に向けた取組を進めている。

一方、地域の交通事業者を取り巻く環境は、人口減少や移動需要の変化、人手不足、不安定なエネルギー価格など先行き不透明な状況が続いている。こうした中でも、地域の交通事業者が将来にわたり「暮らしの足」としての役割を担い続けるためには、多様なステークホルダーと共創し、新たな交通サービスの構築や事業の高度化、経営の効率化などへの投資が活性化されていく必要がある。

本事業は、群馬県が目指す MaaS 社会の実現に向けて、それを支える民間事業者によるデジタル技術を活用した前向きな投資を促すための足掛かりとなることを目的に実施するものである。

2. 対象事業

本事業は、地域の交通事業者等が連携し、デジタル技術を活用して新たな交通サービスの提供や DX、経営改善などの意欲的な取組を支援するものとし、以下の（１）提案要件等を全て満たすものを対象とする。

（１）提案要件等

- ①群馬県が目指す「誰もが快適に移動できる社会」の実現に向けて、地域の移動課題や交通業界の課題解決に資する取組であること。
- ②デジタル技術を活用した取組かつ下記ア若しくはイに合致する取組であること。事業テーマについては、下記「キーワード」を参考とすること。

ア地域の移動課題の解決に向けたサービス構築

交通を地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化を目指し、複数の主体が連携して地域の交通課題を解決するサービスの構築。

イ交通業界の課題解決に向けた業務改善・収益性向上

地域の移動を支える交通事業者の持続可能性を高めるため、業界の業務効率化や収益性向上、データ活用の活性化に向けた取り組み。

【キーワード】

- ・分かりやすい公共交通
（例：MaaS、ロケーションサービス、利用促進）
- ・ラストワンマイル
（例：新たなモビリティサービス、ライドシェア、キックボード、シェアリングサービス）
- ・バックオフィスの DX 化

(例：配車システムアプリ、運行管理システムのDX化、人事管理、データ分析)

- 自動運転
- 交通空白地域の解消
- 他分野連携 等

③群馬県内をフィールドに、複数事業者が連携して行う事業であること。なお、申請者又は構成員が県内に拠点を有する事業者（市町村も可能）であることを必須とする。

注意事項

主な対象外事業（以下の事業（例示）は、補助対象となりません。）

- 1 地域の移動課題や交通業界の課題の解決を伴わない事業
- 2 新規性が認められない事業
- 3 群馬県内での社会実証又は実装を伴わない事業
- 4 事業開始前と、事業実施後での、成果の検証がされない事業（単なる機器導入、システム導入のみの事業は不可。）
- 5 今年度、同一事業で、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）を活用して開発・実証を行っている事業
- 6 公序良俗に反する事業

3. 事業対象者

- 2者以上の複数事業者による連携体（コンソーシアム）

注意事項

- 1 連携体には県外団体（法人、大学等）も参加可能です。
- 2 連携体の構成団体から代表申請者を1者選定し、申請を行ってください。県からの連絡および補助金の交付は、代表申請者に行いますので、提出物の取りまとめ等をお願いします。
- 3 連携体の構成団体のうち1者は、群馬県内に拠点を有する者若しくは群馬県内の自治体であること。県外団体可能
- 4 大学、公設試験研究機関、自治体も構成団体になることができる。ただし、大学、公設試験研究機関、自治体は代表申請者にはなることはできない。
- 5 県の機関（行政、公設試験研究場）は連携体の構成事業者とはみなしません。事業へ協力する場合は、連携体外部からの助言、共同研究等での関わりとしてください。
- 6 連携体に親会社・子会社の関係にある企業群が含まれている場合は、グループで1者とみなします。（本事業においては、「議決権50%以上を保有していること」を親会社の定義とし、これに当てはまらない場合はグループ会社であっても別団体とみなします。）
- 7 連携体における各事業者の役割、補助金の扱い等については、連携体の事業者間で協議の上、事業を進めてください。

- 8 事業完了後、成果を発表する機会を予定しています。
- 9 同一または類似の開発テーマについて、国、県、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）に申請中または申請予定の場合、併願申請は可能ですが、両方採択となった場合、いずれかを辞退していただくこととなります。
- 10 連携体を構成する団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないことが条件となります。

4. 補助額等

補助限度額 250万円

補助率 1 / 2以内

5. 事業期間

交付決定日～令和8年2月27日（金）

6. 対象経費

事業に要する経費のうち、補助対象となる経費は次のとおりです。

経費区分	内 容
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入に要する経費
	※ <u>本区分のみの交付申請はできません。</u> ※ 補助事業期間内において実際に使用するものに限りです。 ※ 取得金額 10万円（税込）未満または耐用年数 1年未満のものが対象です。 ※ 文房具などの事務用品は対象外です。
備品費	機械装置や工具器具の購入、改良及びこれらに付随する据付、試験運転等に要する経費
	※ <u>本区分のみの交付申請はできません。</u> ※ まずは借用での対応を検討してください。また、機械装置等は、社内の通常の製品製造・検査・測定など、補助事業以外の目的に用いることはできません。（補助事業実施後5年間は同様の扱いです） ※ 取得金額 10万円以上（税込）かつ耐用年数 1年以上のものが対象です。
使用料及び賃借料	機器や器具のリース・レンタル、クラウドサービス、会場の使用などに要する経費
	※ 事業期間中の契約分のみ対象です。 ※ 通常業務に使用する物件等の借用に係る経費は対象外です。

委託・外注費	<p>コンソーシアム外の事業者に委託・外注するために必要な経費</p> <p>※ <u>本区分のみの交付申請はできません。</u></p> <p>※ <u>コンソーシアム内の事業者に委託・外注をしたほうがより安価になる等の適当な理由があれば、コンソーシアム内での委託・外注費用を補助対象経費として、認める場合がある。</u></p>
専門家経費	<p>専門家による技術指導やコンサル、知財取得等に係る経費</p> <p>※ 本事業に直接関係すると認められるものに限りします。</p>
データ購入・ソフトウェア導入費	<p>データ購入・ソフトウェアの導入に要する経費</p> <p>※ <u>本事業でのみ使用するデータ・ソフトウェアに限りします。</u></p> <p>※ <u>既存製品に限りします。カスタムや仕様変更を伴う場合は、委託・外注費として計上してください。</u></p>
安全対策費	<p>実証の際に必要なとなる保険料や保安警備料等の経費</p> <p>※ 本事業に直接関係すると認められるものに限りします。</p>
その他経費	上記のほか、知事が特に必要と認める経費

注意事項

主な補助対象外経費（以下の経費（例示）は、補助対象となりません。）

- 1 交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費
本事業の主旨に合致しており、かつ有益と認められるものについては、関係資料を提出の上、必要な経費として認める場合がある。
- 2 事業完了日（令和8年2月27日（金））までに支払が完了しなかった経費
- 3 各種税金
- 4 パソコン・プリンタなど汎用性のあるもの（製品・システム等に組み込むなど、原材料費としての計上が適当と認められる場合を除く）
- 5 故障の修理や老朽化等の対応のみで、機能の明確な向上ではないもの
- 6 連携事業者（コンソーシアム内）へ発注するもの
※ただし、やむを得ない事情や、第三者に発注するよりも、連携事業者内の事業経費が市場価格未満である場合には、理由書及び関係資料の提出をもって、認める場合があります。
- 7 不動産の取得・改修・借用等に係る費用（実証に係る借用を除く）
- 8 国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に関わる経費
- 9 公的機関に支払う手数料等
- 10 振込手数料
- 11 その他、本事業と直接関係しない経費

7. 申請方法

電子データでご提出ください。

〔所定の申請書（群馬県のホームページからダウンロード）を作成し、以下のいずれかの方法でご提出ください。〕

【群馬県ホームページ】

トップページ > 組織からさがす > 知事戦略部 交通イノベーション推進課
> 交通政策 > 令和7年度群馬公共交通チャレンジ促進補助金の募集を開始します

いずれの申請方法においても、1次募集5月22日（木）、2次募集6月27日（金）、3次募集8月22日（金）の午後5時が期限となります。
提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕を持ってご提出ください。

○ メール

次項「9. 申請・問い合わせ先」記載の宛先にご提出ください。

※メールの件名は「群馬公共交通チャレンジ促進補助金」としてください。

※受信後に受信確認メールをお送りいたしますので、必ずご確認ください。受信確認メールが届かない場合は、お電話ください。

※データ容量が7MBを超える場合はご相談ください。

○ 郵送

次項「9. 申請・問い合わせ先」記載の宛先にご提出ください。

※USBは不可ですので、CD-Rをご使用ください。

※持参の場合は、県庁23階 交通イノベーション推進課へご持参ください。

8. 申請・問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課 MaaS推進係

TEL：027-226-2381

E-mail：koutsuibe@pref.gunma.lg.jp

9. 提出書類（チェックリスト）

提出書類は以下のとおりです。

	提出書類	チェック欄
交付申請書	① 「群馬公共交通チャレンジ促進補助金交付申請書」 (様式第1)	<input type="checkbox"/>
	② 補助事業計画書（別紙） ※「6 補助事業に要する経費明細書」のみエクセル形式で別ファイル（【別紙内6】経費明細書）となっております。忘れずにご提出ください。 ・委託・外注費計画書（別記様式2） ※「委託・外注費」を申請する場合のみ ・参考資料（事業概要のプレゼン資料、仕様書 等）	<input type="checkbox"/>
	③ 誓約書（様式第2）	<input type="checkbox"/>
添付書類	④ 履歴事項全部証明書〔3カ月以内に発行されたもの〕 個人事業者の場合：住民票(マイナンバーが記載されていないもの)	<input type="checkbox"/>
	⑤ 決算報告書〔直近のもの1期分〕 個人事業者の場合：書青色申告決算書の写し ※設立間もなく決算書の提出ができない中小事業者の場合、事業計画書及び収支予算書	<input type="checkbox"/>
	⑥ 国税及び地方税の完納証明書〔3カ月以内に発行されたもの〕 所管の税務署、所在の都道府県及び市町村にて請求、発行してください。	<input type="checkbox"/>
	⑦ その他（該当がある場合には提出してください。） ・会社案内等のパンフレット ・当該事業に係る特許資料 ・新聞記事、雑誌等に掲載された研究内容がわかるもの ・その他参考となる資料	<input type="checkbox"/>

③～⑦の書類は、全ての構成団体からの提出が必要です。

※1 提出書類のほかに、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求められることがあります。
なお、提出書類は返却いたしませんので御承知おきください。

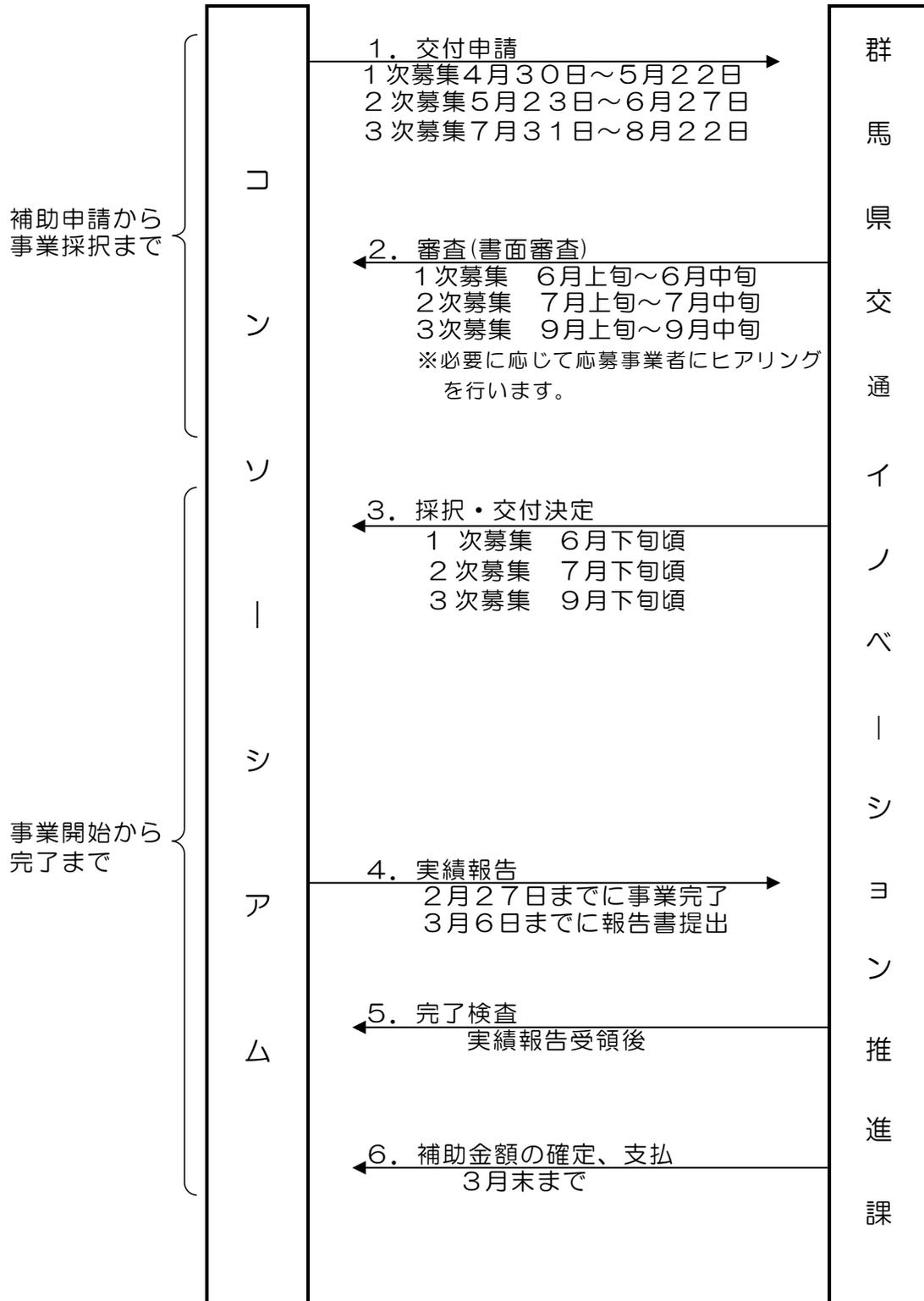
※2 提出書類はすべて電子データで、メールもしくはCD-Rでご提出ください。（USB等は不可）

※3 「交付申請書」等の様式の定めがあるものは、WordまたはExcel形式で、「添付書類」等の様式の定めがないものは、PDFファイルでの申請をお願いします。なお、各種証明書については、原本をPDFファイルにしたものを提出してください（本書を別送する必要はありません）。

※4 応募にかかる経費は応募事業者の負担とします。

10. 審査手続き・スケジュール等

(1) 補助事業の流れ（概略図）



(2) 審査

審査…申請書類等に基づく書面審査を行います。
必要に応じてヒアリングを実施させていただくことがあります。

※ 主な審査のポイント

- 地域の移動課題、交通業界の課題を的確にとらえているか
- デジタル技術、新技術・サービスを活用し、交通サービスや業界にイノベーションを起こす可能性があるか
- 地域社会や産業への波及効果が期待できるか、または先進的なモデルとして業界を牽引する取組となりうるか
- 社会的意義（群馬県の地域交通、交通業界に対する貢献度）があるか
- 補助事業の計画が妥当であるか（積算、計画の実現性、関係者調整）
- 事業の継続性があるか（自走可能か）

(3) 審査結果の通知

審査結果（採択／不採択）は、申請者あてに文書で通知します。

なお、通知前の電話等による照会や審査の結果（不採択の理由等）に関するお問合せには一切応じかねますのでご了承ください。

(4) 採択企業の公表

採択となった場合には、コンソーシアム概要（構成団体名称、代表者名、住所等）及び事業テーマなどについて、報道機関への発表や県ホームページ掲載等により公表しますのでご承知おきください。

(5) 成果発表会の実施

事業完了後、成果発表会を予定しています。その他、事業終了後には補助事業者同士の交流会などを検討しておりますので、おってご案内します。

1.1. 主な留意事項

以下の事項等について、補助事業者の方に遵守していただくこととなります。

必ずご一読、ご了承の上で申請を行うよう、お願いいたします。

(1) 補助金の支払いは原則精算払いです。

事業に要する経費は、一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払を済ませていただく必要があります。

(2) 補助金の交付決定は令和7年6月下旬～9月下旬頃の予定です。

(3) 補助事業における経理処理等に指定があります。

補助事業に係る経費の支出に伴う契約手続き、支払方法等については、県の指示に従っていただく事項があり、普段の商取引で使用しない手続きや書類も、必ず取り交わしていただく必要があります。(主なものは以下のとおりです。)

ア 契約及び購入にあたっては、見積書の徴取(特に、税込30万円以上の支出にあたっては原則として3者以上から見積書を取る)、契約書の取り交わし(又は注文書、発注書)、納品書の受領、請求書に基づく支出が必要です。

※5万円(税込)未満の契約及び購入については、対象としません。

イ 支払は、普通口座による銀行振込で行っていただきます。

※5万円(税込)未満の契約及び購入については、対象としません。

ウ 銀行振込を行う際、他の取引との混合支払は、認められません。

エ 経理処理等については、採択後に配付する「群馬公共交通チャレンジ促進補助金交付決定に伴う事業実施の留意事項」を遵守していただきます。

※ 上記留意事項に反する経理処理を行った経費については、補助対象経費として認められません。

(4) 下記期限までに報告書を県へ提出しなければなりません。

- ・実績報告書(令和8年2月27日(金)までに事業完了)
→令和8年3月6日(金)まで

※ 事業完了後の経費支出は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(5) 補助金で取得した財産には、処分制限があります。

補助事業により開発、取得した物品等については、所有権は補助事業者に帰属しますが、補助事業終了後5年間は善良な管理者の注意をもって管理・保管を行う義務があります。また、県の許可なしに処分、譲渡又は売却したりすることはできません。試作品の販売等もできません。

(6) 補助事業の成果について

事業の実施後、当該事業の実施状況について情報提供に協力する義務があります。協力がいない場合、以後の当課所管の補助金等制度への申請はできません。